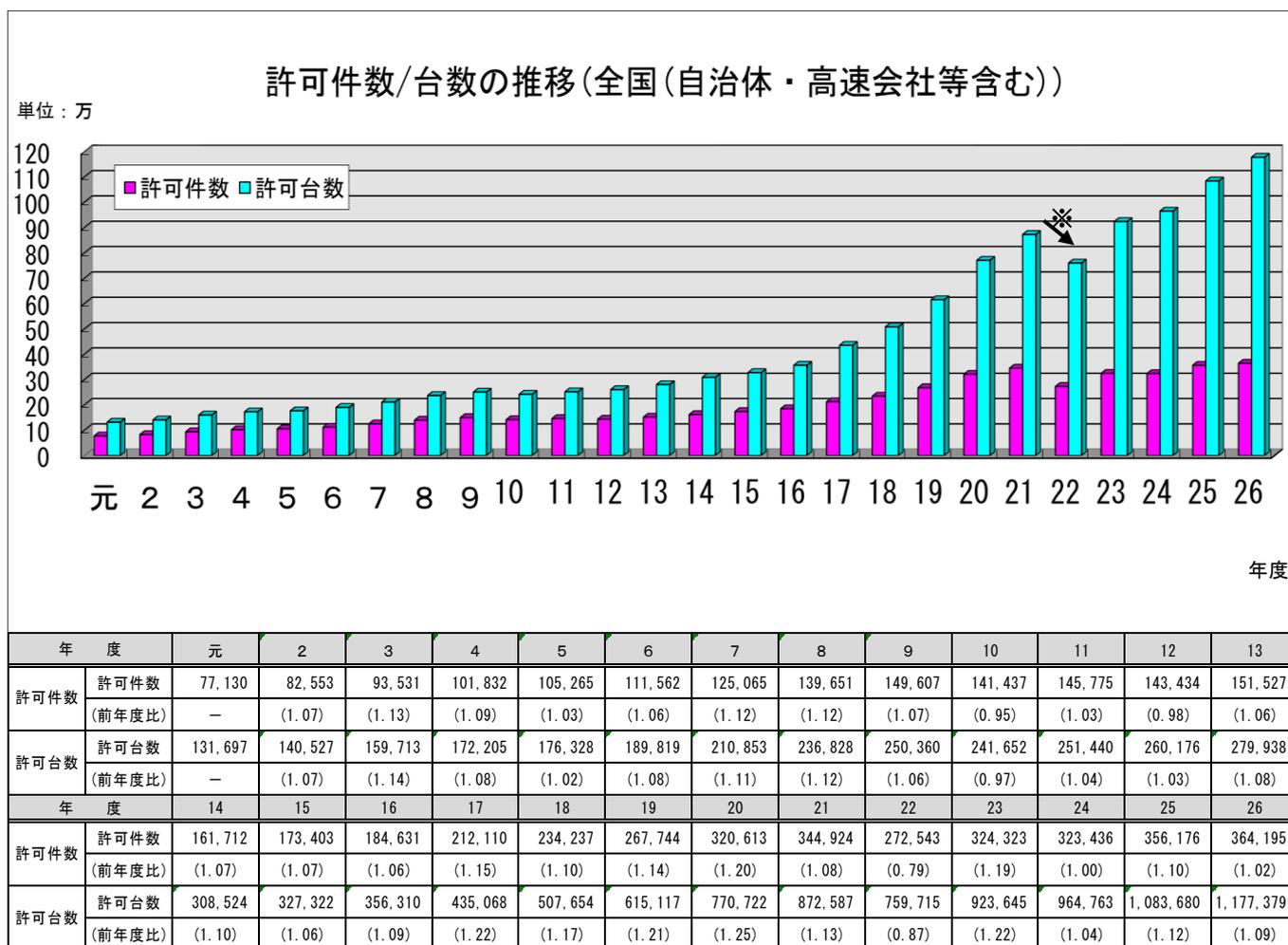


## 大型車両を取り巻く課題と対策

### 1. 特殊車両通行許可申請の推移

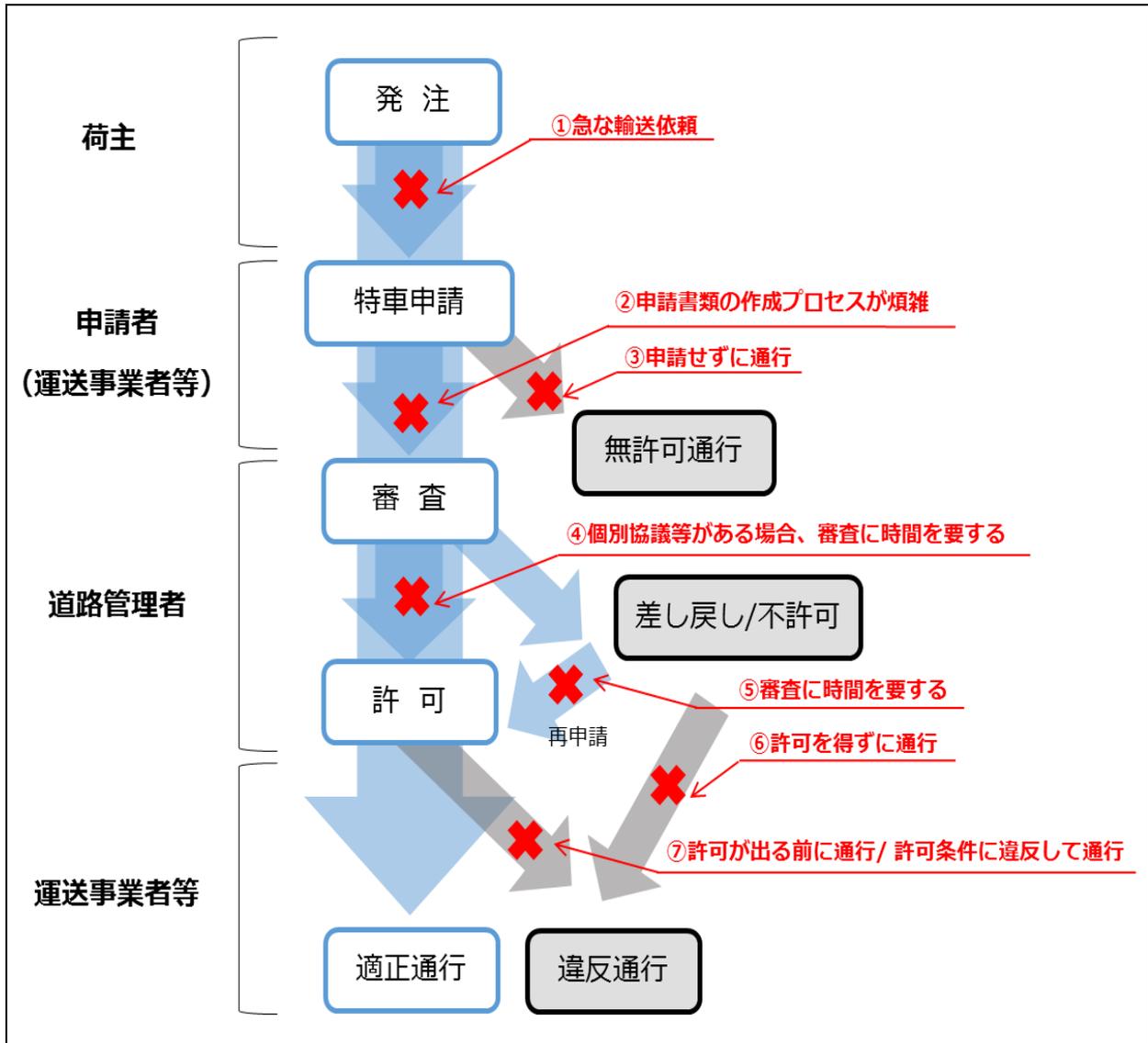
特殊車両通行許可制度は道路構造の保全及び交通の危険防止のために設けられており、一定の規格（一般的制限値という。）を超過した車両に対して、道路管理者が必要な条件を付した上で通行を許可している。

この特殊車両通行許可件数及び許可台数は下図が示すように、年々増加の一途を辿っている。最近5年間（H22～26）の推移をみると、許可件数が約27万件⇒36万件（+33%）、許可台数は76万台⇒118万台（+55%）へと増加している。



※平成21年から平成22年にかけて許可件数及び許可台数が大きく減少しているが、これは平成21年5月にこれまで最大1年間であった特殊車両通行許可期間が最大2年間へ延長されたためである。

2. 特車制度運用プロセスにおける違反発生に関わるポイント



## 3. それぞれの立場が抱える課題

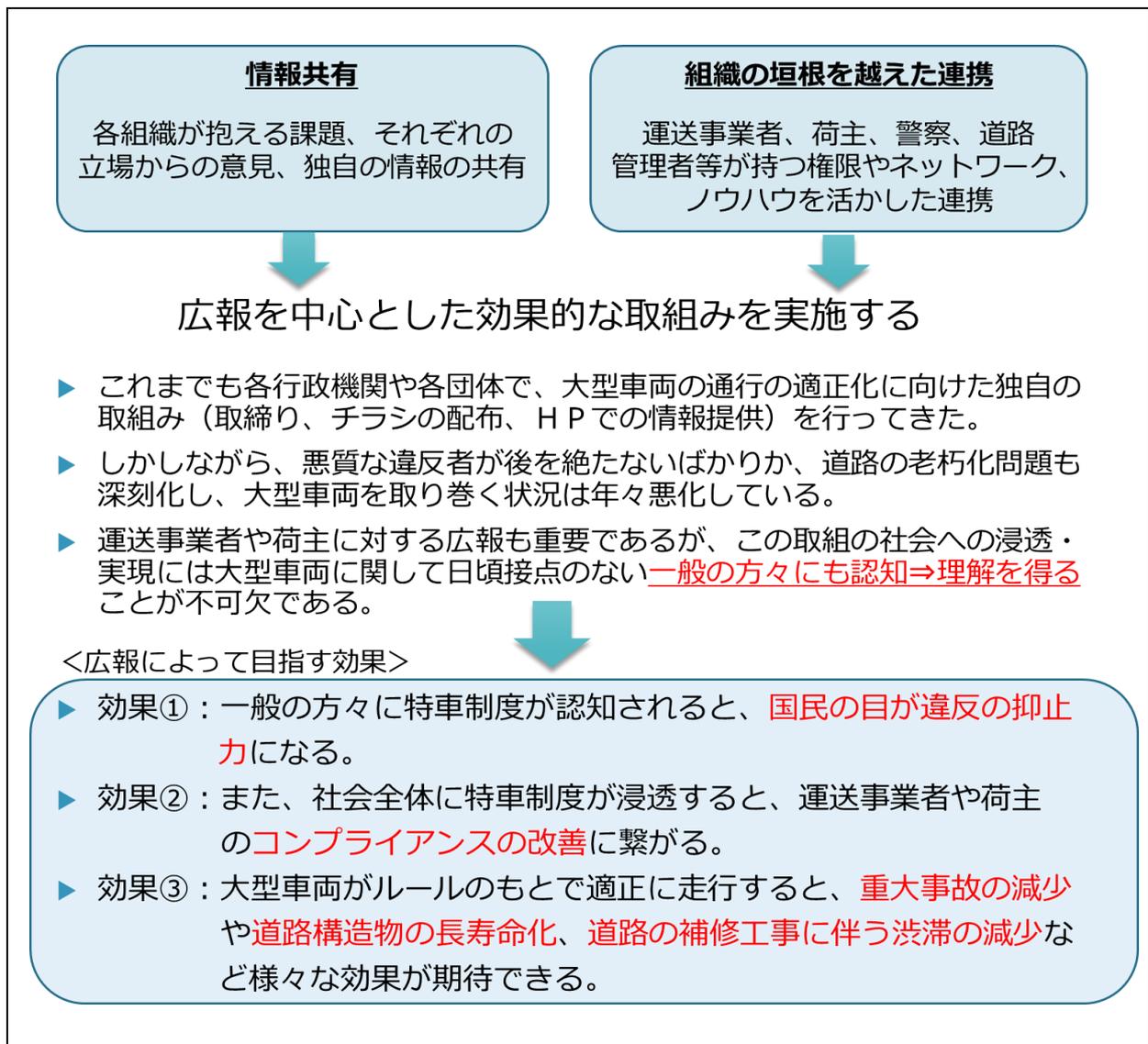
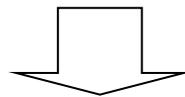
連絡協議会委員の中から数組織に対し、大型車両に関する現状についてヒアリングを行った結果等から抽出された主な課題や問題点は下表のとおりである。

運送事業者側	◎特車制度が煩雑でわかりにくい。
	特車申請許可期間の短縮化が必要である。
	ほとんどの経路が大型車誘導区間のみで完結しないため、恩恵を受けられていない。また、高速道路を通行しない車両にはメリットがないため、重さ/高さ指定道路も大型車誘導区間に指定すべきである。
	◎荷主によっては、法令順守より価格重視の傾向も見受けられる。
	未収録道路について、団体等からの要望も踏まえた収録の仕組み作りが必要である。
	◎許可条件に基づき誘導車を配置し、一時停止制限をかけると制度を認知していない一般車両からクレームを受けることがある。
	明らかな不正通行車両を発見し行政機関に通告を行っても、処分があいまいなため改善に至っていない。
	ドライバーの労働環境の健全化が必要である。
	◎協会等の団体加盟事業者には注意喚起や情報提供を行うことが可能だが、違反の多い非加盟事業者に対する手段がない。
近年の特車申請数の増加を受けて、審査体制の見直し、ひいては特車通行許可申請の在り方から検討するべきではないか。	
関係行政機関側	取締り（処分）等の権限が限定的であるため、他機関と連携してより効果的な取締りを行いたい。
	大型車両の事故対策には道路構造上の対策が必要な箇所がある。
	基準を超過する車両の認可後のフォロー体制が構築されていない。
	◎違反車両は事故に直結しやすいため、交通安全の観点からも対策が必要である。
	◎協会等に加盟している事業者には、協会を通じて情報提供や協力を呼び掛けられるが、非加盟の事業者には、情報伝達手段がない。
道路管理者側	申請者及び道路管理者の作業簡素化のため、自治体にも国のオンライン申請システムを導入すべきではないか。
	取締り時に許可証の経路確認に時間を要している。
	取締りを行うスペースや機材、人員の余裕がない。
	申請者から特車申請の許可までの期間短縮の要望が多く寄せられている。
	包括協議を導入し、審査の効率化が必要である。
	道路情報便覧の収録方法がわからない市町村が多い。
違反データが電子化されていないため、違反が繰り返し行われていても同一事業者かどうか判別できない。	

◎広報を中心に解決を図っていくもの

## 4. 課題解決に向けた今後の対策

運送事業者	荷主	関係行政機関等	道路管理者
特車制度の理解		特車制度の周知	
通行許可申請の徹底		迅速な審査体制の構築	
通行許可条件の遵守	ゆとりのある輸送計画 の徹底	関係機関との情報共有 (土木工事共通仕様書への記載※)	
		関係機関との連携した取締り	



## ※ 対策の事例

土木工事共通仕様書では、一般的制限値を超える車両を通行させるときは、「特殊車両通行許可証」の確認について記載している。

### 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則

#### 1-1-1-32 交通安全管理

##### 12. 通行許可

**受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成23年12月26日改正 政令第424号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。**また、道路交通法施工令(平成24年3月22日改正 政令第54号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法(平成24年8月改正 法律第67号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m(ただし、指定道路については4.1m)
重量 総重量	20.0t(ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t)
軸重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t(隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t)、1.8m以上の場合は20t
輪荷重	5.0t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。